

概要版

第2期池田市 子ども・子育て支援事業計画

令和2(2020)年3月

◆ 計画策定の趣旨と背景

- わが国では、人口減少社会の到来に伴う社会経済への影響に鑑み、次世代育成支援対策が講じられてきました。本市においても、就学前児童は減少傾向にあり、共働き家庭の増加や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、社会的課題の増加が見込まれます。
- こうした背景を踏まえ、本市の次世代育成支援の基本理念を明らかにした「池田市子ども条例」のもと、子どもの最善の利益の実現に向けて、「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



◆ 計画の位置づけ

- この計画は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」として一体的に策定したものです。
- また、本市の最上位計画である「池田市総合計画」の子どもと子育てに関する部門計画として位置付けます。

子ども・子育て 支援事業計画とは

就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業(13事業)のニーズ量とその受入体制の確保を定めるものです。

次世代育成支援 行動計画とは

次代を担う子どもの育成に向け、地域での子育て支援、妊産婦・乳幼児の健康の確保、教育環境の整備、生活環境の確保、仕事と家庭の両立等の取組みを定めるものです。

子どもの貧困対策 計画とは

子どもの現在と将来が生まれ育った環境に左右されないよう、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援等の取組みを定めるものです。

◆ 計画の期間

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間



◆ 計画の推進体制

- 毎年度、計画の進行状況の把握を行い、評価・検証を行うとともに、池田市子ども・子育て会議での意見を踏まえて、計画の基本目標の達成をめざします。
- 計画の進行状況や国の基本指針を踏まえ、計画の中間年である令和4(2022)年度には、必要に応じて見直しを行います。

基本理念

子育てを喜び、子どもの健やかな成長を支えるまち、いけだ

- 子どもの最善の利益を尊重します。
- ともに育ち、ともに歩む子育てを考えます。
- 地域・社会の輪の中で次代の親となる子どもの健やかな育ちを見守ります。
- 子育ての喜びがより広がる施策を推進します。
- 子育てと仕事が両立できる社会を考えます。

◆以下の4つの施策に、重点的に取り組みます。

- ①妊娠・出産から、子育てへと切れ目のない支援の充実
妊娠・出産支援事業や子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援、地域子育て支援拠点等の充実
- ②高まる保育需要への対応
保育施設の整備・定員枠拡大、保育士の確保、保育コンシェルジュによる相談対応・案内、保育の質の向上、留守家庭児童会の拡充
- ③きめ細やかな配慮を要する子どもへの支援
障がい児支援、虐待防止、いじめ・不登校対策、環境・教育課題に対する児童・生徒のケアや保護者の不安解消
- ④学校教育、就学前教育の充実
小中一貫教育の推進、幼児教育サポートチームによる乳幼児保育・教育の充実

◆次世代育成支援対策推進法や子ども・子育て支援法の趣旨、基本指針等を踏まえ、基本理念のもと、5つの基本目標の実現に向けた取組みを推進していきます。

◆第2期計画は次世代育成支援対策推進法に基づく10年間(平成27年度～令和6年度)の取組期間における後期計画に該当するため、前期計画(第1期子ども・子育て支援事業計画)において掲げた「基本理念」と「基本目標」を継承しています。

施策の展開

基本目標 1

子育て・親育ちを
応援する環境づくり

①次代の親を育む環境の整備・充実

- 市民の子育てに対する関心の醸成
- 子育て意識・親意識の育成

②子どもの心身の健全な成長を促す教育環境の整備・充実

- 学校教育・就学前教育の充実
- 思春期健康教育・保健対策の推進
- 多様な体験活動の充実
- 子どもの遊び・学びの環境の整備

③支援の必要な子どもやその家庭を支える環境の整備・充実

- ひとり親家庭の自立促進
- 障がいのある子どもの自立と社会参加
- 要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実
- 不登校児童・生徒等の自立支援・相談体制の充実



基本目標 2

子どもを安心して
生み育てる
ことができる環境づくり

①地域の子育て環境の整備・充実

- 地域における子育て支援の推進
- 多様なニーズに応える保育サービスの推進
- 放課後児童対策の充実
- 子育て支援ネットワークの充実

②母子の健康を切れ目なく支える環境の整備・充実

- 母子の健康保持・増進
- 食育の推進
- 小児保健医療体制の充実

③少子化対策の推進

- 子育ての経済的負担の軽減
- 結婚の希望を叶える環境整備



基本目標 3

仕事と生活の調和を
実現できる環境づくり

①子育てと仕事が両立できる就労環境の整備・充実

- 家庭と子育ての両立支援がしやすい職場環境の整備への働きかけ
- 多様な就労形態への働きかけ

②仕事と生活の調和の実現に向けた市民啓発

- ワーク・ライフ・バランスの理解啓発の推進
- 男女共同参画に関する啓発の推進

③子育てと仕事が両立できる保育環境の整備・充実

- 多様なニーズに応える保育サービスの推進【再掲】
- 放課後児童対策の充実【再掲】



基本目標 4

子どもがのびのび育つ
安全・安心な環境づくり

①子育て家庭が安心して生活できる環境の整備・充実

- 居住環境の整備・充実
- 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

②子どもが安全・安心に活動できる地域環境の整備・充実

- 子どもにとって安全な交通対策の推進
- 子どもを犯罪や災害等の被害から守るための対策の推進
- 子どもを取り巻く有害環境への対策の推進



基本目標 5

子どもの人権を守る
環境づくり

①子どもの人権が尊重される環境の整備・充実

- 要保護児童及び要支援児童と家庭への支援の充実【再掲】
- 人権教育の推進
- 子どもが参画できるまちづくりの推進

②子どもの貧困対策の推進

- 教育の支援
- 生活の安定に資するための支援
- 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 経済的支援



教育・保育の量の見込みと確保の方策

- 教育・保育の利用実績やニーズ調査等から算出した量の見込みに対応するよう、受入体制の確保を定めています。

単位：人	平成30年度(実績)				令和6年度(目標)				【認定の区分】 ●1号認定:3～5歳 教育標準時間認定 (幼稚園・認定こども園) ●2号認定:3～5歳 保育認定 (保育所・認定こども園) ●3号認定:0～2歳 保育認定 (保育所・認定こども園・ 小規模保育事業等)
	1号	2号		3号	1号	2号		3号	
		教育希望	左記以外			教育希望	左記以外		
	3～5歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	
①量の見込み	1,412	938	822		1,012	158	1,279	934	
②確保の内容	幼稚園、認定こども園	1,962	—	—	1,630	—	—	—	
	保育所、認定こども園、 小規模保育事業等	—	896	774	—	—	1,279	979	
差(②-①)	550	▲42	▲48		460	0	0	45	

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

- 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の利用実績やニーズ調査等から算出した量の見込みに対応するよう、受入体制の確保を定めています。

事業名	概要	令和6年度 (量の見込み)
①利用者支援事業 基本型・特定型・母子保健型	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言等を行います。	3か所
②地域子育て支援拠点事業	概ね3歳までの子どもと保護者が交流できる場を提供し、子育てに関する相談・援助や情報提供、講習会等を行います。	延べ44,426人
③妊婦健康診査	妊婦の健康管理のために行われる健康診査について、経済的負担の軽減を図ります。	延べ9,940人
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、助産師や保健師が訪問し、母子の健康状態の確認や保健指導を行います。	710人
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問支援者がその居宅を訪問し、その家庭の適切な養育の実施を確保します。	65人
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者が、疾病・疲労などの理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保育を行います。	30人日
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かりや送迎について「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークを運営する事業です。	延べ1,434人
⑧事業一時預かり	ア.幼稚園在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)	延べ57,387人
	イ.幼稚園型以外の一時預かり(保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点等での預かり)	延べ11,106人
⑨時間外保育事業(延長保育事業)	0～5歳を対象に、保育所等の開所時間を超えて保育を行います。	1,170人
⑩病児・病後児保育事業	病気の回復前か病気回復期にある児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かります。	延べ415人
⑪放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)	就労などで保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活できる場所を提供します。	1,180人
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況により、教育・保育に必要な物品の購入費用等への補助、私立幼稚園等における副食材料費の補助を行います。	66人
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な事業者の能力を活用し、特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。	5か所